

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和6年5月8日

奈良県知事 山下 真

1 業務概要

- (1) 業務名 工業団地脱炭素化推進業務委託
- (2) 業務内容 「工業団地脱炭素化推進業務委託仕様書」に示す業務の内容のとおり
- (3) 業務量の目安 29,000,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）を限度とします。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出の日から契約の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）「検査・分析・調査業務：Q4」に企画提案書提出時（令和6年5月29日（水））までに登録を完了している者であること。
- (4) この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。

3 手続等

(1) 連絡先、提出先等

担当所属：奈良県産業部産業創造課（県庁本庁舎6階）
所在地：〒630-8501 奈良市登大路町30番地
電話：0742-27-8819
FAX：0742-27-4473
メールアドレス：sangyo@office.pref.nara.lg.jp

(2) 質問の受付及び回答

- ア 提出方法 質問がある場合は、FAX又は電子メール（任意様式）で提出し、電話にて受信の確認をしてください。
- イ 提出先 3の(1)のFAX番号又はメールアドレス
- ウ 受付期間 令和6年5月13日（月）正午まで
- エ 回答 令和6年5月16日（木）に次の奈良県ホームページに掲載します。
ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/1663.htm>

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和6年5月20日（月）午後5時（必着）
- イ 提出先 3の(1)の連絡先、提出先等の担当所属
- ウ 提出物
- ① 参加表明書【様式1】
 - ② 参加表明者概要書【様式2】
(会社概要などがあれば添付してください。)
 - ③ 類似業務実績（5の(3)を満たしてください）【様式6】
 - ④ 類似業務実績を証明する書類
(契約書の写し等、契約の種類及び業務内容が分かる書類)
- ・その他
- 参加表明書提出後に辞退する場合は、速やかに3の(1)の連絡先、提出先等の担当所属に連絡するとともに、参加辞退届【様式3】（A4サイズ）を提出してください。
- エ 提出方法 持参又は書留郵便
書留郵便の場合は、封筒の表に<業務名>及び「参加表明書在中」と朱書きしてください。
- オ 提出部数 1部

(4) 企画提案書提出者の選出及び通知

- ア 選定について
提出された参加表明書に基づき、別紙「工業団地脱炭素化推進業務委託に係る

審査基準」のうち、「業務実績」について審査し、上位5社程度を選定します。

イ 通知について

参加表明書を提出した者に対して、アにより選定された場合は、企画提案書【様式4】を添付の上、「企画提案書提出依頼書」により企画提案書の提出を依頼します。

また、アにより選定されなかった場合は、「非選定通知書」を通知します。「非選定通知書」には、選定しなかった理由を記載します。

ウ 非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日を除きます。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和6年5月29日（水）午後5時（必着）

イ 提出先 3の(1)の連絡先、提出先等の担当所属

ウ 提出物

● 企画提案書【様式4】（次の様式及び添付資料）

次に示す項目について、具体的に記載してください。（別記審査基準の「審査項目」、「審査基準」を踏まえて記載してください。）

図や表を含めて、表紙以外で、20ページ以内で作成してください。（ただし、A3サイズは2ページと数えます。）

（ア）目次

- ・本文の項目及び頁を記載してください。

（イ）本文

① 業務の実施方針

- ・業務全体の実施方針について示してください。

② 業務実施内容・実施にかかる提案

i) 県内工業団地及び県内外の製造業における脱炭素化に関する調査

- ・アンケート調査及びヒアリング調査の実施方法・質問項目について示

してください。

- ・県内外の企業 5,000 社へのアンケートを行う際の、対象企業の選定基準を示してください。
 - ・アンケート調査を効率的に実施する方策及び回収率を上げるための方策を示してください。
- ii) エネルギー需要量の把握・推計
- ・ガス・燃料・電気使用量をもとに、工業団地内での再生可能エネルギーを活用する場合のエネルギー需要量の推計方法を示してください。
- iii) RE100 を表明している企業（製造業）への聞き取り
- ・ヒアリング先の選定方法、ヒアリング調査の聞き取り項目について示してください。
- iv) エネルギーマネジメント業者への聞き取り
- ・ヒアリング先の選定方法、ヒアリング調査の聞き取り項目について示してください。
- v) 再生可能エネルギー供給率の算出及び電力調達手法の比較、実現可能性等の整理
- ・工業団地における総エネルギー需要量を想定した上で、奈良県の地勢的要件などを考慮した現実的な再生可能エネルギー供給率を複数算出するための方法を示してください。
 - ・再生可能エネルギー供給率ごとのパターンに分けた電力調達手法の比較及び実現可能性、メリット・デメリットの整理方法を示してください。
- vi) 再生可能エネルギー設備と導入量・コスト等の算出
- ・各再生可能エネルギー供給率を達成するために必要となる、再生可能エネルギー設備（太陽光パネル、蓄電池等）の導入量やコスト等の算出方法を示してください。
- vii) 先進事例の比較・研究
- ・先進事例の比較・研究の方法を示してください。
- viii) 省エネ診断の実施及び結果報告
- ・省エネ診断の実施方法や診断項目を示してください。

- ・ 5社以上診断することが可能であれば、その社数をお示してください。

ix) 報告書の作成

- ・ 県が指定する工業団地の脱炭素化・RE100 工業団地の実現推進を行うにあたり、有効な報告書となるような提案についてお示してください。

x) その他独自の提案

- ・ その他、本業務の遂行にあたって有効な成果につながる提案があればお示してください。

③ 実施体制・スケジュール

i) 実施体制、担当者の人数及び経験（【様式5】委託業務実施体制）

- ・ 実施体制について記載してください。
- ・ 総括責任者、担当者の本業務に類する業務経験について記載してください。
- ・ 各要員の責任や役割分担について記載してください。

ii) スケジュール、進捗管理方法

- ・ 具体的なスケジュール及び県と受託者の役割分担について提案してください。
- ・ 進捗管理方法について記載してください。

④ 見積金額、内訳（【様式7】見積書）

i) 見積書

- ・ 「工業団地脱炭素化推進業務委託仕様書」の全ての業務（企画提案書の内容を含みます。）に要する費用について記載してください。提案内容における見積金額を記載してください。

（業務量の目安の上限額を超える見積書が提出された場合は、失格とします。）

- ・ 積算内訳を記載し、押印してください。

エ 提出方法 持参又は書留郵便

書留郵便の場合は、提出期限日に必着とします。

また、封筒の表に＜業務名＞及び「企画提案書在中」と朱書きしてください。

オ 提出部数 企画提案書（様式4） : 7部【原本1部・コピー6部】

※コピー6部については、提案者を判読できるような記載を削除してください。

委託業務実施体制（様式5）：1部

見積書（様式7）：1部

(6) ヒアリング

企画提案書についてのヒアリングを実施します。次の（ア）から（エ）までの内容で実施を予定していますが、詳細については、企画提案書の提出者に対して個別に通知します。

（ア）日時 令和6年6月上旬（予定）

（イ）場所 奈良県庁本庁舎（予定）

（ウ）出席者 業務担当予定者を含み3人以内

（エ）ヒアリング時間（予定） プレゼンテーション(15分)、質疑応答(10分)

(7) 受託業者の特定

ア 特定方法について

提出された参加表明書、企画提案書、見積書及びヒアリングを基に、別紙「工業団地脱炭素化推進業務委託に係る審査基準」（合計100点）に基づき審査会により審査し、最高得点者を受託業者として特定します。ただし、総得点が一定基準（60点）に満たない場合は、受託業者としません。

イ 通知について

企画提案書の提出者には、特定された場合は「特定通知書」、特定されなかった場合は「非特定通知書」により通知します。

ウ 非特定理由の説明申請について

非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除きます。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

4 受託業者を特定するための評価基準

別紙「工業団地脱炭素化推進業務委託に係る審査基準」のとおり

5 参加表明書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 参加表明書の表紙は、様式1により作成してください。
- (3) 企業の類似業務実績

平成31年4月1日から令和6年3月31日までに完了した、本委託業務と同種（産業分野等、または、脱炭素化推進業務におけるコンサルタント業務等をいう。）・同規模（契約金額が1の(3)で示す業務量の目安の100分の70以上のものをいう。）の契約実績（国、地方公共団体が発注したもの。公社等を含む。）を有している場合は、様式6にその実績を記載し、契約書の写し等、履行した内容がわかる書類を添付の上、提出してください。

また、同種・同規模の実績であると審査により認められた類似業務実績については、5件を最大として評価するものとします。（6件以上提出可）

なお、全ての添付資料のサイズはA4以上とし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は、最終のもの）を提出してください（文字等が判読困難である場合又は実績が明確に確認できない場合は、評価の対象外とする場合があります）。

6 企画提案書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 企画提案書の表紙は、様式4により作成してください。
- (3) 本文

文字は10.5ポイント以上とし、図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象となりません。

また、表紙以外で20ページ（A3サイズは2ページと数えます。）の制限を超過した場合は、超過したページ（提出された企画提案書の後ろのページ）に記載された内容は、評価の対象となりません。

企画提案書に記載する際には、別紙「工業団地脱炭素化推進業務委託に係る審査基準」ごとに記載してください。記載欄と提案内容が整合しない場合は、評価の対象となりません。

なお、各記載内容の配分は任意で設定することができます（全体の枚数の制限の範囲内に限ります。）が、記載された提案内容がどの記載欄に記載されたものか明確に確認できない場合は、評価の対象となりません。

提出された見積書について、1の(3)で示す業務量の目安の限度額を超えている場合又は仕様書に記載されている業務内容に対応する見積項目が不足している場合については、受託業者として特定しません。

(4) 辞退について

企画提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届【様式3】を提出してください。

(5) その他

ア 提出された企画提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された企画提案書の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期間内であっても、部分的な差替え及び追加は認めません。

また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

ウ 提出期限までに企画提案書の提出がなく、参加辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。

エ 提出された企画提案書が適正でない場合（未記載及び企画提案等の内容が企画提案書提出者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。）又は提案を求めている事項が1つでも欠落している場合は、無効となります。

オ プロポーザルは、調査、検討及び計画業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の作成や業務内で検討し、決定する具体的な内容について提案を求めるものではありません。

なお、これに逸脱する内容を含む企画提案書については、無効となる場合があります。

カ 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。

キ 提出された企画提案書について、この公告（様式等を含む。）の内容に適合しない場合は、無効となる場合があります。

7 その他

(1) 契約の締結

「3の(7) 受託業者の特定」により特定した最優秀提案者と契約を締結します。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

(2) 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

(3) 仕様書及び特定された事業者の企画提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとします。

(4) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で手続を行ってください。

(5) 提案者が2者に達しない場合の取扱い

2に掲げる参加資格の要件を満たしていれば審議を継続することとし、審査会により事業者の企画提案書等を総合的に判断することとします。ただし、受託業者とするためには、総得点が60点以上で、かつ、審査会の合議により認められることを必要とし、これを満たさない場合は、受託業者としません。

(6) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、

又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるとき。

(7) 平成 27 年 4 月 1 日に奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下「条例」といいます。）が施行されました。この業務を受注しようとする者は、条例で規定される次の遵守事項等を理解した上で受注してください。

ア 条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、この業務を適正に履行してください。

イ この業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守してください。

(ア) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいいます。）以上の賃金（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

(イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除きます。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

(ウ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者

(同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。) の資格の取得に係る届出を行うこと。

(エ) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。

(オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号) 第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

ウ この業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導してください。